

<支給認定基準世帯員について>

- ・支給認定基準世帯員…自己負担上限月額を算定する際に基準となる世帯員全員
- ・申請者（受給者）の加入している健康保険の種類によって、「支給認定基準世帯員」の範囲が異なります。下記の表をご確認ください。

受給者の保険種別		支給認定基準世帯員
国民健康保険 (市町村国保、退職国保)		・住民票上の同一世帯で、 <u>同じ保険に加入している方全員</u>
後期高齢者医療制度		・住民票上の同一世帯で、 <u>同じ後期高齢に加入している方全員</u>
国民健康保険組合		・住民票上の同一世帯で、 <u>同じ保険に加入している方全員</u>
被用者保険 (全国健康保険協会 健康保険組合 共済組合 船員保険 等)	申請者(受給者)が被 保険者本人の場合	申請者(受給者)本人のみ
	申請者(受給者)が被 扶養者の場合	被保険者と申請者(受給者)本人

※いずれの保険の場合も、15歳未満は原則支給認定基準世帯員とみなしません。

<書類の提出範囲について>

- ・申請者（受給者）の加入している健康保険の種類によって、書類の提出範囲及びマイナンバーの提供による書類省略の可否が異なります。下記の表をご確認ください。

提出書類		提出書類の対象者範囲		
		健康保険証の写し	市町村民税所得課税証明書	
受給者の保険種別			※15歳未満は原則不要	省略の可否 (マイナンバー提供済の方)
国民健康保険 (市町村国保、退職国保)		・支給認定基準世帯員全員分	・支給認定基準世帯員全員分	省略可
後期高齢者医療制度		・支給認定基準世帯員全員分	・支給認定基準世帯員全員分	省略可
国民健康保険組合		・支給認定基準世帯員全員分	・支給認定基準世帯員全員分	省略不可
被用者保険 (全国健康保険協会 健康保険組合 共済組合 船員保険 等)	申請者(受給者)が被 保険者本人の場合	申請者(受給者)本人のみ	申請者(受給者)本人のみ	・原則、省略可 ※ただし、被保険者が非課税の場合、省略不可 非課税証明書の提出が必要
	申請者(受給者)が被 扶養者の場合	被保険者と申請者(受給者)本人	被保険者 ※ただし、被保険者が非課税の場合は、受給者の証明書も必要	